

令和3年6月29日開催

令和3年度  
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月29日(火曜日)  
午前9時30分～午前10時7分
2. 開催場所 燕市役所 1F つばめホール
3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(1名)  
欠席 1名 9番 廣野和夫  
欠員 0名

### 5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告  
報告第6号 農地転用事実確認願について  
報告第7号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系  
若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 14 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 17 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 18 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定  
について、及び農用地利用配分計画の認可について
- 議案第 19 号 燕市農業委員会部会設置規程の一部改正（案）について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

14 番 中村幸夫 15 番 伊藤 均

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第3回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号14 中村幸夫 委員及び</p> <p>議席番号15 伊藤均 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第5号から第7号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p>
事務局	<p>受付番号28番 富永字新保境の畑、1筆、面積231㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号29番 小池字上通の田、1筆、面積960㎡、3条売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号30番 小池字上通の田、5筆、面積4,088㎡、3条売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号31番 横田字小池境の田、1筆、面積843㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第6号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号1番 小高字内畑の田、5筆、面積2,422㎡、転用目的は宅</p>

	<p>地分譲、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 1 号、令和 3 年 5 月 21 日であります。</p> <p>受付番号 2 番 小古津新字本村通<sup>ほんそんどおり</sup>の畑、1 筆、面積 16 m<sup>2</sup>、転用目的は火造（ひづくり：鍛造）工場敷地、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 2 号、令和 3 年 6 月 7 日であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 7 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 5 番 大曲字居付の田、1 筆、面積 947 m<sup>2</sup>のうち 2.44 m<sup>2</sup>、転用の目的は「携帯電話無線基地局の設置」、地域としては、農振農用地区域外であります。位置図は議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>届出箇所は、大曲の市民体育館と白藤の里の中間付近となります。転用面積の 2.44 m<sup>2</sup>はアンテナの頂上で四方に伸びるアンテナの占有面積となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 小中川字前田の田、3 筆、面積 3,013 m<sup>2</sup>、契約内容は親子間の使用貸借、再契約となります。位置図は議案資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 12 番 三王<sup>ぬけま</sup>字祓ヶ間の田、1 筆、面積 57 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10 万 50,000 円、位置図は同じく議案資料 2 頁になります。</p> <p>受付番号 13 番 小池字上通の田畑、計 7 筆、面積 5,117 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10 万 260,000 円、位置図は議案資料 3 頁になります。譲受人は申請地で耕作をしているものであります。</p> <p>受付番号 14 番 野本字村中の田、1 筆、面積 59 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、</p>

	<p>位置図は議案資料3頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る6月23日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>6月23日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第2事前審査委員会、委員1名の欠席により13名で審査の結果、農地法第3条の許可申請4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号4番 柚木字前郷屋の田他、計2筆、面積158㎡、当初計画の駐車場から、承継者の住宅に変更するものであります。位置図は、議案資料4～5頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。
議 長	次に議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 2 番 横田字寺表の田、1 筆、面積 134 m <sup>2</sup> 、転用目的は、物置、完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、 <u>議案資料 6～7 頁</u> をご覧ください。 住宅に隣接する農地に、S46 年、先代が物置小屋を建築していましたが、転用許可を取っていないことを確認したため、改めて申請を行うものであります。また併せて、始末書が提出されており、事前審査会で読み上げさせて頂いたところであります。 申請地は、集落内に点在する農地で営農に影響も無いと思われることから、第 3 種農地であると判断されるところであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査会では、事務局が始末書 1 件を読み上げ、これを確認しております。審査の結果、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局	<p>議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 19 番 杣木字前郷屋の田他、計 2 筆、面積 158 m<sup>2</sup>、転用目的は、住宅、令和 3 年 12 月 20 日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁にお戻りください。</p> <p>先ほど、計画変更で説明した案件であります。借家住まいのため、親族から土地を借り受け、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、営農に影響はなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 20 番 杣木字前畑の田、3 筆、面積 1,334 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (16 台)、契約内容は売買、令和 3 年 11 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>会社の駐車場及びトラック待機場が狭いことから、隣接農地に駐車場を造成するものであります。現地は、亡くなった先代が経営していた土木建設会社が残土置き場として無許可で使用しており、残土を処分するとともに、始末書添付のうえ、改めて申請となったものであります。また始末書につきましては、こちら事前審査会で読み上げさせていただいた場所であります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、周囲は宅地に囲まれ小学校や保育園などが 500m 以内にあることなどから、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 21 番 南六丁目の田、4 筆、面積 253 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲 (10 区画)、契約内容は売買、令和 4 年 1 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。農地とともに既存の宅地 (1,498.23 m<sup>2</sup>) を一体利用地として譲り受け、宅地分譲 (10 区画) をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所あります。</p> <p>受付番号 22 番 花見字諏訪ノ越の畑、1 筆、面積 192 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 3 年 12 月 15 日完工予定</p>



	<p>であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で宅地に連たんする農地であることから、営農に影響はなく、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号23番 富永字新保境の畑他、計5筆、面積1,278㎡、転用目的は、工場(1棟)、契約内容は売買、令和3年11月30日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>隣接する既設の工場が手狭になったため、工場を増設するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落に隣接する農地で、概ね500m以内に小学校や診療所があることから市街化が見込める地域で、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号24番 物流センター三丁目の田、2筆、面積1,862㎡、転用目的は、露天駐車場(80台)、契約内容は売買、令和3年9月30日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>従業員の駐車場が不足しているため、会社近くに駐車場を整備するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所あります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>事務局</p>	
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>土田委員長</p>	<p>審査会では、事務局が始末書1件を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請6件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

議 長	<p>とおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 17 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 17 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。議案の <u>11 頁</u>をご覧ください。</p> <p>相対の賃貸借になります。</p> <p>受付番号 3 番 長所字前田川東の田、9 筆、面積 21,850 m<sup>2</sup>、契約の種類は賃貸借権、10 年の再設定であります。対価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 土田委員長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査の結果、農用地利用集積計画 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 18 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 18 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の <u>13 頁</u>をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>

事務局	<p>受付番号 86 番 米納津の田、1 筆、面積 106 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 11 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>次に、番号 87 番の単価をご覧ください。こちらは <u>0 円</u> と記載されておりますが、別の契約に追加されるものであります。以前から説明していますが、単価がゼロの農地だけでは、手数料が発生しないため、公社は集積の対象としていませんが、賃借料が発生する契約がすでにある場合は、今回の番号 87 番のように単価ゼロで表示される場合が発生することがあります。</p> <p>続いて、10 年の集積計画であります。議案の <u>14 頁</u> になります。</p> <p>受付番号 88 番 道金字中曽根の田、1 筆、面積 85 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>以下、お読み取り下さい。</p> <p>続いて、6 年の集積計画であります。議案の <u>15 頁</u> になります。</p> <p>受付番号 96 番 道金字中曽根の田、2 筆、面積 1,999 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 8 年 11 月 30 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。 <u>16 頁</u> をご覧ください。</p> <p>11 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 54 番 米納津の田、1 筆、面積 106 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 11 月 30 日までの 11 年であります。以下お読み取りください。</p> <p>なお、番号 54 番は、長谷川治仁委員の関係案件であります。</p>
事務局	<p>続いて、議案 <u>17 頁</u> をご覧ください。</p> <p>10 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 56 番 道金字中曽根の田、9 筆、面積 703 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>続いて、議案 <u>18 頁</u> をご覧ください。</p> <p>6 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 57 番 道金字中曽根の田、4 筆、面積 4,041 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 6 年であります。</p>

事務局	<p>また、今回も、一つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 19 頁の議案第 18 号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の利用権の申請がありました農事組合法人「オールドリバー」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、関係委員の案件、配分計画の<u>受付番号 54 番</u>を除いて、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 <u>9 件</u>、異議がなかった事、また、関係委員の案件、番号 54 番を除いた農用地利用配分計画 5 件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また関係委員の案件を除いた農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>それでは、関係委員である、議席番号 2 番長谷川委員は退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 退室 午前 10 時 2 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 54 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、受付番号 54 番について、「意見がなかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。
	(関係委員 入室・着席 午前 10 時 04 分)
議 長	退席された長谷川委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議 長	なお、議案第 17・18 号の案件につきましては、7 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。
議 長	次に議案第 19 号「燕市農業委員会部会設置規程の一部改正 (案)」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 19 号「燕市農業委員会部会設置規程の一部改正 (案)」であります。
	それでは議案の <u>21 頁</u> をご覧ください。
	昨年 12 月の定例市議会において、燕市農業委員の定数条例が改正されたこと、並びに 8 月 2 日に予定されております「初総会」に先立ち、関係する規程の改正をお願いするものであります。
	今回の一部改正につきましては、定数の削減に伴い、部会設置規程に記載されている委員の定数、農地部会は 13 人、農政部会は 14 人、これをそれぞれ 12 人に改める内容であります。
	次に <u>22 頁</u> をご覧ください。
	新旧対照表を付けてございます。先ほど説明したとおり、改正案では農地部会・農政部会ともに「12 人」となっております。本日、ご承認をいただき、新たな体制の準備を進めさせていただくこととなります。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、 <u>土田委員長</u> より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、部会設置規程の改正について、「意見がなかった」事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。それでは、これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の

	<p>とおりに承認とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、事務局説明のとおり承認とすることに決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第3回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時7分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月29日

総会議長 本井作登志

---

議事録署名委員 ✓ 中村幸夫

---

議事録署名委員 伊藤 均

---